

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、土器川右岸土地改良区連合が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）備中地池地区）を行うことについて令和3年11月2日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において令和3年11月12日から同年12月2日まで縦覧に供する。

令和3年11月9日

香川県知事 浜 田 恵 造